

令和7年4月から

昭和村は都市計画区域外です

都市計画区域外における 建築確認のルールが改正されます

木造戸建住宅等を
建築^{※1}や大規模リフォーム^{※2}する場合

これまで

建築確認申請^{※3} 不要^{※4}



令和7年4月から

建築確認申請^{※3} 必要



建築確認申請^{※3} 不要^{※4}



※1：新築、増築、改築又は移転することをいいます。

※2：「壁、柱、床、はり、屋根又は階段」の一種以上について行う過半の改修等をいい、屋根や壁の仕上材のみの改修等は該当しません。

※3：建築等の着工の前に、その計画内容が建築基準法等に適合しているか確認を受けるため、計画を確認審査機関等に申請することです。

※4：申請は不要ですが、建築基準法（接道や高さ等の集団規定を除く）に適合させる必要があります。また、敷地の過半が土砂災害特別警戒区域で、当該区域に建築する場合は、建築確認申請が必要となります。